

後見人である親は、「公的性格」を意識して欲しい

判断能力が十分ではない人の契約などを代行し、また、財産管理義務を負うとの趣旨で後見人が選定される。

障害者自立支援法施行に伴い、にわかに成人後見人選定が増え、約3万人の内約8割が親族で、障害児・者関係では親が多いよう。

後見人となる親たちには、「施設側から云われたから…」と単に契約上や財産管理上だけの後見人ではなく、「公的な性格」を持つ、つまり、国民個々の権利擁護という国家権力の代行であることを認識した上で後見人になるようにと、口ずっぱく話し続けている。

一方、施設側もこうした側面まで説明・解説し、親たちに後見人を立てることを推奨したのであろうか。甚だ疑問に思っている。

あにはからんや、「孫の貯金横領の祖母の刑、免除せず 最高裁 後見人悪用」の報道記事を今朝、目にした。

報道記事によれば、親族間の盗みや横領は罪になっても刑が免除される「親族相盗」で刑が免除される特例はあるが、法律上の後見人である場合は「親族相盗」の規定は適用されず、「公的な性格」を重視する初判断を最高裁が下したということである。最高裁の判断は、国家の規範となる。

つまり財産管理の一面だけでも、親が後見人であっても、1円でも使途不明金が生じれば、横領罪になるという厳しいことである。

自分の後見人問題に関する見解は、先にも当HP「後見人問題について、現時点で感じていること（「雑学BN」の福祉・教育・医療関係（IV）、2006.06.20.：参照）」で触れたが、基本的には今も変わらない。

そこでも触れているが、措置制度時代には「子どもが人質に取られているから…」と、行政や施設側へ云いたいことも云えなかった親が、「後見人になったから」と我が子の人権擁護のために、ウルトラマンのように直ぐに変身して云えるようになるのかということである。

後見人になった親は「公的性格」を意識し、ウルトラマンのように変身できる能力を獲得して欲しいものである。